

泉大津市の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） の設備及び運営に関する基準（案）について

平成26年5月24日

教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

泉大津市の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準（案）について

1. 児童福祉法の改正について

子ども・子育て関連3法の制定により児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営について、国で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされ、対象児童の明確化（小学校に就学している児童）の規定等が盛り込まれました。

2. 現状の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の運営基準について

平成19年10月19日付、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブガイドライン」を基本として運営していません。

※児童福祉法上の事業名は「放課後児童健全育成事業」、放課後児童クラブガイドラインにおいては「放課後児童クラブ」、本市では「仲よし学級」という名称を用いています。

3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準の制定にあたって

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準については、国が定める基準（省令）を踏まえ、市が条例を制定します。（児童福祉法第34条の8の2第1項）

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準の条例制定にあたっては、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い、定める必要があります。（児童福祉法第34条の8の2第2項）

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌（比べあわせて、良い方をとること。）した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

4. 泉大津市の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準（案）とその考え方

（※） 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目	国の示す基準の内容	※	泉大津市基準（案）	基準に対する泉大津市の考え方
1 従事する者 （職員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格 ① 児童の遊びを指導する者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者）であり、都道府県の研修を受講した者。 ② 現に従事している無資格者に経過措置を設ける。 	<p>従</p> <p>従</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格 ⇒国の基準案どおり ・ 経過措置 ⇒国の基準案どおり 	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を泉大津市の基準とする。</p>
2 指導員数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員数 ① 1クラスにつき職員を2人以上配置し、うち1人以上は有資格者とする。 ② 小規模クラブの職員の員数について 職員の員数については、2人以上を原則とする。併設施設の職員が兼務可能な場合は1人でも可とする。ただし、専任の職員は有資格者とする。 	<p>従</p> <p>従</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員数 ⇒国の基準案どおり ・ 小規模クラブの職員の員数 ⇒国の基準案どおり 	<p>同上</p>
3 児童の集団の規模	<ul style="list-style-type: none"> ① 1つの集団の規模は、おおむね40人までとする。 ② おおむね40人を超えるクラブについては、児童を複数の集団（クラス）に分けて対応するように努める。 	<p>参</p> <p>参</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つの集団の規模 ⇒国の基準案どおり ・ 児童の集団の規模 ⇒国の基準案どおり 	<p>同上</p> <p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を泉大津市の基準とする。</p>

項目	国の示す基準の内容	※	泉大津市基準（案）	基準に対する泉大津市の考え方
4 施設・設備	<p>・施設・設備</p> <p>① 専用室、専用スペースを設ける。</p> <p>② 専用室、専用スペースの面積は、児童1人当たりおおむね1.65㎡/人以上とする。</p> <p>③ 静養スペースを設ける。</p>	<p>参</p> <p>参</p> <p>参</p>	<p>・専用室、専用スペース ⇒国の基準案どおり</p> <p>・1人当たり面積 ⇒国の基準案どおりとする</p> <p>・静養スペース ⇒国の基準案どおり</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を泉大津市の基準とする。</p> <p>ただし、現在実施済の放課後児童クラブについては、児童1人当たりの面積比率につき経過措置を設ける。</p>
5 開所日数	<p>・開所日数</p> <p>① 年間250日以上を原則とする。</p>	参	<p>・開所日数 ⇒国の基準案どおり</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を泉大津市の基準とする。</p>
6 開所時間	<p>・開所時間</p> <p>① 平日3時間以上、休日8時間以上を原則とする。</p>	参	<p>・開所時間 ⇒国の基準案どおり</p>	同上

項目	国の示す基準の内容	※	泉大津市基準（案）	基準に対する泉大津市の考え方
7 その他の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童福祉施設の設備及び運営の基準」の総則に規定されている事項を踏まえる。 「非常災害対策」 「虐待等の禁止」 「秘密の保持に関すること」 「保護者、小学校等との連携等」 「事故発生時の対応」 等 	参	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の基準 ⇒国の基準案どおり 	同上

5. 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日とする。

※基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。